

2項目目に、稲保育所の法人移管について質問いたします。

なるべく委員会質疑と重ならない範囲で、委員会後の進捗と合わせて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

## 2-①

1点目に、三者懇談会についてお聞きします。

はじめに、稲保育所の民営化に伴う、保護者・市及び稲保育所・移管事業所による三者懇談会の議事録について、伺います。

このたびの第三回定例会の文教常任委員会が開催される前に、市に対し議事録を求めたところ、市は議事録を作成していないが、移管先の株式会社法人が『引継ぎ広報紙』として会議の概要をまとめており、市はそれを共有している。というご説明でした。そこで、その書類を求めたところ「第一回箕面市稲保育所民営化三者懇談会」で提供された資料とともに6月11日に開催された「広報誌」をご提供いただきました。

9月2日の文教常任委員会において、「会議録」の有無について質問したところ、「移管法人のほうで『引継ぎ広報紙』を作成している」というようにご答弁いただきました。事前に「市としては議事録を作成していないが」という説明を伺っていましたので、同様の趣旨のご答弁であると理解しました。

9月21日に、箕面市教育委員会が会議録を作成しなかった理由について、あらためて確認したところ、移管法人が会議概要を作成する際に、市も共同で作業に加わり共有しているためである。という説明を再度いただきました。

ところが、その日の夜になって、他の問い合わせに対する回答とともに「三者懇談会の市の議事録はあるので訂正する。記憶を取り違えていた」というようなメールをいただきました。

市が議事録を作成しないことについて、それはおかしいのではないかと重ねて聞いていたにもかかわらず、市は一貫して「移管法人と共同して作成したものを市としては共有しているため、市独自の議事録は作成しなかった」と説明されていました。それが急に「記憶を取り違えていた」というのは、あまりに不自然に思われますが、そのような「思い違い」が発生した要因は何でしょうか。

なお移管法人が作成された「広報紙」は、稲保育所の三者懇談会議事録として、市の行政文書として保存されているのでしょうか。市ではどのように扱われているのか、説明を求めます。

答弁 2—①

「会議録の作成」について、ご答弁いたします。

まず、今年3月19日に実施した市・法人・保護者の三者参加による民営化受託法人決定の説明会を兼ねた第1回三者懇談会においては、法人概要等の説明が主たる内容であったため、市として会議録は作成しておらず、法人においても引継ぎ広報紙を作成していません。今年6月11日に実施した第2回三者懇談会では、市として6月24日に会議録を作成するとともに、法人において引継ぎ広報紙を作成し、事前に市と法人で相互に確認を行い、市が会議録と内容に齟齬がないことをチェックしたうえで、稲保育所の園児の全家庭に配布しており、第3回以降も同様の対応としています。議員は「第3回定例会文教常任委員会前に、市は会議録を作成していないと説明を受けた」とご指摘されていますが、当時の議員のお尋ねが、懇談会の内容について保護者への周知をするのかどうかという主旨であったため、「三者懇談会の内容については法人において引継ぎ広報紙を作成し、保護者に配布している」とご説明したと記憶しています。

その後、先の文教常任委員会においても、市の作成する会議録と法人が発行する引継ぎ広報紙は、基本的に内容が同じであることから、三者懇談会の開催結果を全保護者にお知らせしていることをご説明する主旨で、「引継ぎ広報紙を全家庭に配布している」と答弁しました。

説明を訂正したことについては、議員から様々なご質問をいただく中で、一部、記憶違いも入り交じった説明となったことを認識し、速やかに議員宛て訂正の連絡をしたものです。

また、法人が作成した引継ぎ広報紙の取り扱いについては、市の作成した会議録の参考資料として添付し、行政文書として簿冊へ保存しています。

以上でございます。

ただいまのご答弁では、やはり辻褄があいしません。常任委員会の前後にお尋ねしたときに、いずれも「会議録の内容については、法人さんと共有しているので市としては作成していない」と明確に説明してくださっていましたので、「記憶違いが入り交じった説明」などではなかったと認識しております。

あるいは、大事な事柄であっても記憶違いを起こしてしまうような、仕事に忙殺されている状況であるのだとしたら、働き方の改善が必要ではないでしょうか。いずれにせよ、重く受け止めていただき、このようなことが繰り返されることのないようお願いいたします。

## 2-①-2

確認しておきたいのですが、市の会議録と、移管法人が作成された会議録（三者懇談会で話し合われた内容）である「広報紙」とは、内容においては同じなのでしょうか。お互いの記録内容に記載されずに記述漏れになっていたり、解釈が異なっていたり、説明が不足しているようなことはないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

## 答弁2-①-2

『市の会議録』と移管先法人が作成した『広報紙』との内容の整合性について、ご答弁いたします。

先ほどご答弁したとおり、記載漏れや解釈の違い等が無いよう、事前に市と法人で相互に確認を行っており、保護者に対しわかりやすくまとめてはいますが、市の会議録と内容は同じで、解釈が異なっていたり、説明が不足しているようなことはありません。

以上でございます。

今朝、市の会議録をいただきましたので、ざっと拝見させていただきましたところ、大筋では法人さんのものも、市が作成したものも同様の内容でしたが、市が作成した議事録には記載されているが、法人さんには書かれていない内容が見受けられました。例えば、「保護者の思いを伝える機会が少ない」「3月末で退職した先生が多かった」「現在の保育所職員がどれくらい残せるのか、

ということが保護者にとって一番の気がかりだと思う。できるだけ早く知らせ  
て欲しい」

## 2-②

2点目に、保育所民営化法人選定委員会の答申についてお聞きします。

答申には「民営化による子どもたちへの環境の変化等を最小限に止めるととも  
に、関係保護者の不安解消に誠意をもって取り組んでいただき、保育の質の  
維持・向上につながるよう、最大限の努力を傾注していただきますことを切望  
いたします。」というふうに記されています。

具体的に記載されている「職員体制の確保」についてですが、移管法人さん  
の方では現在体制整備について検討中であるとのことですが、現在の稲保育所  
の職員体制について教えてください。

例えば調理担当者について、移管法人さん作成の会議録には引継ぎ職員とし  
て2名の方が紹介されており、9月2日の常任委員会においても市は適切な体  
制が整備されるとのご答弁でした。稲保育所では3名体制ですが、はたして2  
名で大丈夫なのか、3名以上の人員配置が行われるのかについては委員会でも  
申し上げましたが、大変気がかりです。しかもこの調理担当者さん2名は現  
在、稲保育所に出勤されていないようだと聞いています。状況について、市は  
どのように把握されているのでしょうか。

## 答弁 2-②

「職員体制の確保」について、ご答弁いたします。

現在の稲保育所の職員体制は、所長1名と事務所担当の参事1名のほか、国  
基準に基づく各クラスの担任保育士、フリー担当保育士、支援対象児童数に応  
じた支援保育の加配担当保育士、朝夕等の短時間勤務保育士、看護師1名、調  
理員3名となっています。

調理員の配置人数については、先の文教常任委員会でもご答弁したとおり、現  
在はあくまでも引継ぎのための職員配置であり、移管後は、調理業務を滞りな  
く実施するために必要な体制を法人において当然に配置されるものと認識して  
います。

給食業務に関する引き継ぎ状況については、着実に情報共有を行うことで把握しており、当然、民営化後の調理業務に支障が出ないよう、法人と連携して引き続き引き継ぎを進めていきます。

以上でございます。

引き継ぎ状況について、市がどのように把握されているのか、気がかりであったため、質問させていただきました。

春に稲保育所を参観させていただきましたが、その後もどのような引き継ぎ状況であるのか気に掛かり、9月30日にも稲保育所を訪問させていただきました。あいにく、移管法人の方の訪問日ではありませんでしたが、委員会では、この間は、参観というよりは、実際の保育にあたっておられるとの説明でした。現場の説明では、保育に入っておられるのは9時30分から1時30分までで、8月、9月も4回程度、ご参加いただいたそうです。10月からこのペースかどうかは調整中とのことですので、今後は密な引き継ぎがおこなわれるよう願っております。また、市の人権研修や支援教育研究部会にも、移管法人さんに参加いただけるよう、重ねて要望させていただきます。

2-②-2

おなじく答申に挙げられていた「共生保育・支援保育に係る見識を有するアドバイザー等の配置」については、どのように検討されているのでしょうか。具体的には、移管法人さんが運営する際に、専従スタッフとして配置されると考えてよいのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

答弁2-②-2

「アドバイザー等の配置」について、ご答弁いたします。

保育実践及び共生保育・支援教育に係る見識を有するアドバイザーについては、現時点では雇用形態や出務の頻度等は決まっていますが、民営化後の保育園運営において、市の保育理念や実践を踏まえ、公立保育所の利点を引き継いでいただけるよう、法人が公立保育所に係る見識を有する保育所の元所長や学識経験者等から選定し、配置することとしています。

以上でございます。

まだ雇用形態や出勤数などが決まっていないが、市内公立保育所の所長経験の方が選定される予定ということで、確認させていただきました。

#### 2-②-3

次に「適切な引き継ぎと保育の質の維持・向上を図る」ことについてですが、過去の民営化における引継ぎ状況について、市・保護者・移管法人さんとの三者間で共有する予定であるとのことでしたが、これはもう共有されていると考えてよいでしょうか。少なくとも移管法人さんへは、すでに情報提供済であると考えますが、いつ頃の時点でなされたのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

#### 答弁 2-②-3

「過去の民営化における引継ぎ状況の共有」について、ご答弁いたします。

過去民営化した園の振り返りについては、本年9月の第3回三者懇談会において保護者代表と法人に共有しています。

以上でございます。

ありがとうございます。これまでの民営化時の引き継ぎ手法について、共有されている、ということで確認させていただきました。引き継ぎの詳細については、今後、議事録等で確認させていただきます。

#### 2-②-4

過去の民営化における引継ぎについて、桜保育所の民営化に際して行われた三者懇談会においては、非常に丁寧に協議が積み重ねられ、三者の確認事項を文書にまとめられています。この確認事項は、内容が更新されるごとに、その記録を追記することになってはいますが、更新がなされていないようです。「確認事項」どおりに処理されなかった理由について、説明をお願いいたします。

#### 答弁 2-②-4

「桜保育所の民営化における確認事項の更新」についてご答弁します。

桜保育所民営化の際に市・保護者・法人の三者で作成した確認書が更新されていないとのこと指摘については、桜保育園が保護者に寄り添った園運営をされ、



市内でも人気の高い保育園になっていることを背景として、令和元年度の「箕面市保育所・園連絡会」開催後に保護者側から市に対して、今後の園運営等に関しては、市の介入を前提とせず、基本的には園と保護者の二者で話し合いながら進めていきたいとの申し出がありました。このことから、確認書が交わされてから十数年が経過した現在は、園が園運営に関することや保育活動の内容等を保護者に丁寧に説明し、合意がなされている事項については、市を介さず、適宜運用を変更されているものと認識しています。

なお、民営化の公募条件としている職員体制等の園運営にかかる重要事項等については、引き続き市として園の状況把握に努めており、問題無く遵守されていることを確認しています。

以上でございます。

以上

「桜保育所の民営化における確認事項の更新」が為されなかった理由として、2019年度に、保護者側から園の運営について、園側と保護者の2者による話し合いを申し出られたため、とのご説明でしたが、そうであるならば、その時点で確認事項に書き込むべきだったのではないのでしょうか。

時が経つにつれて、引き継ぎ当時の保護者が入れ替わっていきますので、引き継ぎ時の約束が形骸化されることのないよう最善の配慮が必要であると考えます。稲保育所が積み上げてきた保育の質が引き継ぎ後もしっかりと担保されることについて、もちろん市も同様の思いであると思います。

「これまでの引き継ぎ状況と比べると、随分様子が違う。もっと本腰を入れて丁寧にしっかりと引き継ぎを行って欲しい」、という関係者からの声を聞いております。移管法人さんにとっては、これまで民間園として特色のある保育を提供し、株式会社という性格からビジネスとしての側面をもちながら運営してこられたと思います。稲保育所が移管されることとなりますので、市はさしあたっては、移管に際して引き継ぎ制度が向上するよう最善を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

私も引き続き注視してまいりますことを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。